

平成 27 年度第 3 回
岩手県震災津波関連資料収集活用有識者会議 議事録

1 日時：平成 27 年 11 月 18 日（水）14：00～15：40

2 会場：岩手県民会館（4 階） 第 2 会議室

3 出席者

（1）委員（敬称略、五十音順）

赤沼 英男 岩手県立博物館 首席専門学芸員
 大沢 義時 久慈市 総合政策部 地域づくり振興課 情報推進係長
 小原 正明 ㈱岩手日報社 広告事業局 事業部長
 鹿野 順一 特定非営利活動法人いわて連携復興センター 代表理事
 貫牛 利一 特定非営利活動法人 久慈広域観光協議会 専務理事（欠席）
 澤口 祐子 岩手県立図書館 主幹兼特命課長
 澤田 雅浩 長岡造形大学 副地域協創センター長
 ○柴山 明寛 東北大学 災害科学国際研究所災害アーカイブ研究分野 准教授
 友岡 史仁 日本大学 法学部 経営法学科 教授（欠席）
 杉本 重雄 筑波大学 大学院図書館情報メディア研究科 研究科長（欠席）
 ◎南 正昭 岩手大学 地域防災研究センター長
 森本 晋也 岩手県 教育委員会事務局 学校教育室 主任指導主事

◎委員長 ○副委員長

（2）事務局

中村 一郎 岩手県 復興局 局長
 大友 宏司 岩手県 復興局 副局長
 高橋 修 岩手県 復興局 副局長
 石川 義晃 岩手県 復興局 復興推進課 総括課長
 菊池 学 岩手県 復興局 復興推進課 推進協働担当課長
 阿部 準一 凸版印刷㈱ 東日本事業本部 ビジネスイノベーション本部 部長
 荒川 丈寿 凸版印刷㈱ 東日本事業本部 ビジネスイノベーション本部 部長
 下藪 吉彦 凸版印刷㈱ 情報コミュニケーション事業本部 第十営業本部
 第二部 課長

ほか

4 会議次第

(1) 開 会

(2) 挨拶

(3) 議 事

1) 報告事項

平成27年度第2回岩手県震災津波関連資料収集活用有識者会議 について

2) 検討事項

震災津波関連資料の収集活用等に係るガイドライン（素案）について

(4) その他

(5) 閉 会

1 開 会

【菊池復興推進課推進協働担当課長】

会議内容について、発言者名を含め議事録を公開する旨説明。配布資料の確認。
委員12名中9名の出席により会議が成立する旨の報告。

2 挨拶

【中村復興局局長】

- 本日の有識者会議は第3回目となり、前回の議論の論点をまとめ、その後ワーキング・グループ等を開催し、ガイドラインのたたき台の調整をさせていただいております。それについて、あらためてご意見等をいただき、できれば次回の有識者会議で成案をまとめるという形で進めていきたいと考えています。

【菊池復興推進課推進協働担当課長】

3 議長選任

同要綱第4条第4項により南委員長が会議の議長となる旨を説明。

4 議 事

(1) 報告事項

平成27年度第2回岩手県震災津波関連資料収集活用有識者会議について

【南委員長】

- 平成27年度第2回岩手県震災津波関連資料収集活用有識者会議について、事務局より説明をお願いします。

【石川復興推進課総括課長】

第2回岩手県震災津波関連資料収集活用有識者会議議事録(資料1)をもとに概略を説明。

(2) 検討事項

震災津波関連資料の収集活用等に係るガイドライン(素案)について

【南委員長】

- 震災津波関連資料の収集活用等に係るガイドライン(素案)について、事務局より説明をお願いします。

【石川復興推進課総括課長】

資料4 平成27年度有識者会議の開催スケジュールと検討議題等について、次回4回目の有識者会議で、ほぼ最終形のガイドラインを示したい意向を説明。資料2-1 震災津波関連資料の収集・活用等に係るガイドライン(概要版 素案)について説明。資料2-2 震災津波関連資料の収集活用等に係るガイドライン(素案)について、本日は第4章を中心に意見をいただきたい旨説明。資料2-3 震災津波関連資料の収集活用等に係るガイドラインの論点整理について説明。資料3 平成27年度年間スケジュールについて、ガイドラインは年内に作成の上、県各部局・市町村に周知を図っていききたい旨説明。資料の所在調査はサンプル調査を行っており、来年度に本格化

し、デジタルアーカイブシステムについては、年度内に準備できるものは今後検討していく旨説明。

【石川復興推進課総括課長】

- 今回のガイドライン案については柴山委員にご尽力いただいたので、足りないところの補足をお願いします。

【柴山副委員長】

- 特に説明したい部分は、資料2-1の第4章4節権利処理です。震災アーカイブで一番重要なのは権利処理で、これがなければ利活用は進みません。人格権・著作権の同意を得る許諾書、どの範囲まで利用できるかの利用規約、そして公開基準の3点が、収集から活用までの最も重要な点です。

【鹿野委員】

- 権利処理について、総務省策定の震災関連デジタルアーカイブ構築・運用のためのガイドラインと、県のガイドラインとは違うのか。教えていただきたいと思います。

【藤澤復興推進課主任主査】

- 権利処理の(2)権利処理方針にあるモデルについては、総務省ガイドラインにおける権利処理のモデルをそのまま引用しております。

【柴山副委員長】

- 基本的には同じですが、再整備した点が重要です。権利処理の中で、展示なら上映権、インターネット公開なら公衆送信権というように全部の必要性はなく、総務省ガイドラインより細かく定義した方向で考えています。

【鹿野委員】

- 人に聞かれた時に、総務省とほぼ同じ。国のガイドラインを踏襲していると説明できるということですね。

【澤田委員】

- 肖像権について伺いますが、その写真に写っている全員の確認がとれないと使えないのかという点。多数の方が避難している写真を使えないとなると、現場の状況など貴重な資料を閲覧することができなくなる。アーカイブとして収集したことで利用できなくなるのではないかと。顔にモザイクが入ると、表情から伝わるものがなく、臨場感もなくなることもある。もう一点は、ご遺体が写る写真です。マスコミでは扱わなかった、生々しくインパクトのあるものですが、それこそがこの震災の辛さをきちんと伝えることのできる資料の一つになりうると思います。今は使わないことで同意しますが、将来的な利活用の余地は残しておいてほしい。

【石川復興推進課総括課長】

- 肖像権については原則を記載していますが、発災後72時間という取り扱いや、神戸では公開しておき、意見があればその都度対応という動きのようです。これは決まりがあまりなく、逆に中越地震の例からご教示いただければと思います。ご遺体についてもガイドラインで示しながら、ご意見をいただきたいと考えています。

【澤田委員】

- 中越は特にルールは決めませんでしたので参考にならないと思います。時代と状況によってルールの運用を考えようとしたときに、当初の規定が明文化されている一方で、今日のような議論は不文律として存在してしまうと、結局明文化されたルールを乗り越えるような活用は難しくなります。将来の状況に応じた対応を柔軟に考えられるようにしておいて欲しいと思います。

【柴山副委員長】

- 東北大学のみちのく震録伝の立場としては、個人が特定できたとしてもそこで不利益を被る人が多くはないと考え、内容によっては公開しています。一方、この有識者会議では顔が写っているものは肖像権があるということで、そこについて誰が責任を取るかというのはまだ不明確です。みちのく震録伝は基本的に大学が責任を持っていますが、有識者会議では顔が写ることをどこまで許容するか、議論していかなければなりません。ご遺体については、時限付きということで考えたり、広島の場合や海外メディアなどもあり、縛りすぎると永遠に死蔵する可能性もあるので、今後どこかで緩めることを考えておかないといけない。積極的に公開するというのではなく、ご家族への配慮を一番に重要視し、その後どうするかを考えていかなければなりません。

【南委員長】

- 対一の関係での許諾はいいとして、県としてどのくらい収集して公開していくのか、この場で決めていかななくてはいけないのではないかと。多数の方が特定できない状態で写っているなら公開させてもらい、神戸の例のように問題があれば対処するという、一つのルールなりスタイルを作らなければならないかもしれません。

【柴山副委員長】

- 総務省のガイドラインの中にも、ノーティスアンドテイクダウンの考え方があり、もし指摘を受けたらすぐ落とすという体制を整えることが重要だということです。この素案の中にも総務省ガイドラインの一部を引用しています。

【鹿野委員】

- 肖像権とは、肖像に関わる人格権と財産権のことです。近年は個人情報に抵触するとか、盗撮と紛らわしいなど、複雑化しています。一方で、祭りなど公共の場では権利関係は発生しないという考え方もあります。また、県や市町村では広報物発行に際して各ルールもあるわけですから。このような状況を含めた議論がWGで行われたのか、あるいはこのガイドラインに特化した議論だったのか、教えてください。

【柴山副委員長】

- そこを実は議論しています。マスメディアや広報などの撮影者は腕章をつけ、広報に使いますよと公に見せながら撮影しています。これに対し、一般の方が撮影した場合は例が非常に多くて線引きが難しく、祭りにしても祭りのどの部分を切り取るのか問題点があります。解決策はまだ出ていませんが、WGの中で話はしております。

【鹿野委員】

- 肖像権には、写っている人に著作権があるのではなく、それを撮った人の作品の著作権が優先されるべきという議論もあるので、そこも含めてお願いします。

【小原委員】

- 話は戻りますが、私どもが報道用に撮った写真を外部から提供依頼された場合、人物が特定されるものは、二次利用される方の責任で全員に許可を取ってくださいと話しています。誰か分からないほど小さく写っているもの以外、個人の事情では留まらなくなる場合もあります。遺体については遺族の感情が関係してきます。直接写っていなくとも、例えば圧死された建物の中などは、相当長いスパンを置かないといけません。50年くらいは必要かと思います。先ほどの議論の中で、問題があったら対処するという件について、非常に危険な考え方だと思います。例えば掲載された3年後に本人が知った場合、この3年間どうしてオープンにしたのですかということに対し、理論武装は大変難しいと思います。

【柴山副委員長】

- 写真が豆粒の大きさなら見えないという点ですが、デジタルアーカイブではそこが問題で、拡大ができてしまいます。解像度や大きさの問題をしっかりと規定しておかないと、個人が特定できてしまう場合があるので注意が必要です。もう1点はノーティスアンドテイクダウンの話ですが、だいぶスクリーニングをかけた後の、顔写真をほとんど落としした上でのことで、落とし切れなかったものがあるかもしれない場合の対処です。限定的に顔写真など、個人を特定するものを落としした上での、次の策だということをつけ加えさせていただきます。

【澤田委員】

- ご遺体の話で私が意図しているのは、一般に公開したほうがいいというものではなくて、必要に応じて、その情報に接することが将来の防災、減災、そして復興に資するようなケースです。例えば、防災学者が研究で見ることがあると、見ること自体は辛いけれど、その体験を通じて、命を守るためにしっかりと取り組んでいかなければいけないということを心に刻むわけです。次に時限ですが、雲仙普賢岳では災害遺構として公開されるようになったのが8～9年目のことなので、今回のマニュアルを完全版として扱わず、時間の経過とともに見直しができるようなものであるという共通理解を持っておいてほしいと思います。

【鹿野委員】

- 私は遺族ですが、安置所に毎日通う中でいろんなご遺体を拝見しました。この経験から得たものをきちんと残していかないと、リアルなものにならないと思います。また一方で、阪神淡路や中越の時も、もう見たくないという感情が起きました。人間なので、見たくないものを無理に見せる必要はありませんが、こうだったということ、目的を持って収集するべきだと思っています。広島や長崎を検証する時に、壁に残ったあの影は、いまの議論では見せてはいけない写真のはずです。あまりタブー視することなく、幅広に取り上げるべきだと思っています。

【南委員長】

- 目的、目標をはっきりさせ、一対一のいい関係の中で許諾を得て、岩手らしい密接な人間関係やネットワークを使いながら取り組んでいきたいと思います。教育現場ではいかがでしょうか。

【森本委員】

- 震災前の防災教育では子どもたちと震災記録を掘り起こしました。直接的ではないにせよ、事実としてリアリティあるものを教材として活用しました。今回の資料活用には教育もありますが、その先の歴史資料としての保存も大きな意味があると思います。復興の道程も、次の災害に備える意味から、収集し長期保存していくのは非常に大事なことと認識しています。

【南委員長】

- 特に保存から公開までのプロセスに、権利処理などの大きなステップがあると思います。公開しないことも含めたルールや仕組みを継続することが必要ですね。

【柴山副委員長】

- これまでの議論は大変意義のあるものと思います。実はガイドラインには、このような意義を載せてないことに問題があります。こういう意義があるから公開した方がいいという判断ができるからです。県民のみなさんに、こういう意義を訴えかけていき、公開基準を緩和していく方向をガイドラインで示していかないと、死蔵していくものがどんどん増えていきます。危ないから手を出さないのではなく、意義を周知していくことが一番重要かと思います。

【鹿野委員】

- 県のデジタルアーカイブに資料を渡しても、原本は所有している場合について伺います。所有者が原本をさらに活用したいと考え、県より緩い基準で使用するものの二重構造のような、基準の食い違いをどう考えればいいのでしょうか。

【柴山副委員長】

- それは権利者として、今回のアーカイブは使用权を借りるという形に近いものです。県としては、借りる側の条件というガイドラインですので、権利を持っている方が使用したり、許可したりというのは別の話で、そのの違いにさほど問題はありません。

【大友副局長】

- 議論を聞いて思うのは、ガイドラインが縛りとなって収集・保存が進まないのは避けなければならないということです。権利処理などの基準を示し、規制のためでなく、記録の収集・保存のためにガイドラインを作るということを周知しなければなりません。今回の案の P9 には、収集・活用等の目的の明確化というのがあります。膨大な資料を収集しないと活用できないという反面、無限に集めるのは多大な費用と労力がともないますので、これまでの防災・教育・交流人口という 3 本柱の観点から、目標を見定めていくのが有効かと思います。

【澤田委員】

- 収集期限は平成30年ですので、住宅再建など安全な環境確保のために、どんな事業がどんなやり取りで決まったのか、その経緯がわかる資料も残して欲しい。復興に関しては地域防災計画の範疇ではなく動くことも多いので、国とのやり取りも含めて回収しておくことが望ましいと思います。新潟県中越の場合、何故そのような決断がされて住宅再建がされたのか、といったことを後から振り返って整理できるような資料は十分ではありません。そこの収集の丁寧さが必要と感じます。

【柴山副委員長】

- そこについてはP29を見ていただきたい。地域防災計画だけでなく、復興計画も収集対象になっており、澤田委員指摘の内容も含まれています。それだけでは足りないという部分もあると思うので、(2)行政文書以外というところで網羅性を担保させていただいております。

【澤田委員】

- 復興計画は事業ベースで年度の予算と進捗状況があるもので、復興庁の全体資料はあまり意味がないのではないかと思います。住民がどんな思いで、行政とどういうやりとりを通し苦渋の決断をしたかという、そんなプロセスをたどることが必要になると思います。行政の仕事の大変さも分かります。復興計画というと、事業のメニューの移り変わりまでしか補足できないのではないかと感じています。

【鹿野委員】

- 復興計画を知ろうとすると、復興庁や県、自治体の予算執行などの政策に係る専門的な文言が多く、一般人は分かりにくいものです。それより、合意形成の中で開かれるまちづくり協議会や住民説明会などで配られる地域向けの資料を、丁寧に拾っていくのも一つの方法かと思います。

【柴山副委員長】

- 私の説明不足もありますが、復興計画に関しては各項目を中心的に集めるということで、計画自体を集めるわけではありません。それに関連するものをすべて集めていくということになります。新しい施策を取り上げるとはとても大変なのですが、その必要性はあると思いますので、そこは付け加えたいところです。

【南委員長】

- 行政の復興計画立案から、住民の合意形成を促し、まちづくり協議会を通し行政に意見を上げていくという、やりとりの過程でターゲットがはっきりすれば、資料は集めやすいですね。目的が分かれば行政の当該部署に依頼しやすく、動きやすいことになります。網羅性とともにも目的ベースで進めていければと思います。

【赤沼委員】

- 有効に収集するためには、市町村が資料を提供しやすくするための環境づくりをどうするか、この点が重要だと思います。具体的な事例をあげ説明しながら収集することが必要で、そのマニュアル作成が課題になると感じました。集めた資料についてはまず分類整理し、活用が見込まれる資料についてデジタル化することになると思います。活用する資料の選定に当たっては、本データベース構築の主目的である

防災、教育、観光それぞれの領域の関係者が効率的に活用できる何らかの基準作りが必要です。併せて、時代の推移に対応してデータベースを可変させていく必要があります。データベースの活用については、防災、教育、観光の観点から活用し易いシステム構築を考えておくべきではないかと感じています。

【森本委員】

- 収集の段階で、県・市町村の教育委員会から小中学校の現場に、地域防災計画などの行政文書で出されても、イメージしにくいものがあります。どんな資料を出せばいいのか、Q&Aに関わるかもしれませんが、活用の具体例があると学校でも分かりやすいと思います。

【南委員長】

- ガイドラインを作っていく過程で、本当は利用してもらう方々に参加していただくこともいいかもしれません。例えば、学校教育に使うならどんなことが必要かなど、意見を吸い上げながら作る、県民が作り上げる参加型のアーカイブという方向づけをしていただけたらと思います。

【鹿野委員】

- 収集においてはできるだけ幅広く集め、活用においては全部使う訳ではないという、収集と活用それぞれのガイドラインが一つになっているので、分かりにくい印象があります。できれば、収集はこういう基準で、すべては使わないがまず広く集め、活用は権利許諾を得たものでこういう使い方を想定している、というように収集と活用を分けた説明は難しかったのかなと感じました。

【澤田委員】

- とにかくたくさん集めるというのが今回の話であるならば、なるべく集めやすい状況をつくり、負担の少ない集め方をしようということです。例えば、市町村の方々がいろんなタグを付けて整理するというのは難しいので、大枠の中で集めてもらい、目的に沿ってピックアップしていくのを県民運動のようにやってみるもいいと思います。これもお金と時間がかかるので、年度予算などとは折り合いのつかない話ですが、情報の見え方が違ってきます。収集のタグと活用のタグと変えていけるような可変性を持っておくというのも、一つの考え方です。

【柴山副委員長】

- 先ほどから議論されている住民参加でアーカイブを集めていくなど、そこまで広まればいいことなので、このガイドラインに入れていこうと。次につくるデジタルアーカイブには、そんなコンセプトを入れていくべきだと思います。アーカイブというのは、実は認知度がまだ低く、広めて活用していく枠組みを作っていくところまで、今回のガイドラインで示していければと思います。みなさまのご意見を真摯に受け止め、うまくまとめていきたいと考えています。

【石川復興推進課総括課長】

- 県も市町村も、震災津波関連資料の収集から保存・活用まで、意識づけがまだできていないので、まずベーシックなところを県と市町村で共有しようと取り組んでいます。まず、ガイドラインの対象は誰なのかという点をはっきりさせるとすれば、県

職員と市町村職員ということになり、しっかり把握する必要があります。行政関連資料だけでなく、民間関係の資料もあるわけですから、今後どう進めていくかはあらためて議論する必要があると思います。

【澤口委員】

- 収集しやすい環境づくりという話がありましたが、私の体験から申しますと、何のためにやるのですか、どんなものを集めるのですか、とよく聞かれました。そこをきちんと分かっていたくために、収集した資料のサンプルを持って行くようにしたところ、こういうものでよかったらと出してきてくださるようになりました。また、説明会を開催して説明するなどきめ細かな周知をして、提供する側にその意義を理解していただくことが大事だと思います。

【石川復興推進課総括課長】

- このガイドラインはできれば年内に作り上げたいと思っており、年度内には市町村を回って、しっかり説明してまいりたいと考えています。繰り返しになりますが、これが県の各部局もそうですが、市町村できちんとまわるかという心配があります。

【大沢委員】

- 市町村の立場から申し上げます。実際にアーカイブ事業を実施した経験からですが、資料収集は、最終的には行政文書も画像等も区分なく一緒に収集することになりました。実務的には、そうならざるを得なかったというのが正直なところです。細分化して分類指示をしても難しく、とりあえずくださいという形になってしまいます。また、心のケアにも相当の重点をおいています。これは、震災の記憶を思い出したくないという配慮が必要な方がまだまだいらっしゃいます。そこに配慮をしっかりして、収集段階でプライバシーに関する内容についてはマスキング処理をすることを説明しています。そのため、久慈・野田・普代で収集した資料は、顔も車のナンバーもすべてマスキングされています。マスキング処理は資料収集してから分類し、画像処理しています。資料点数が増えると資料処理のための人件費も増えるので、ガイドラインで一定の線引きがあればいいと思います。それがないと、逆に収集したのに公開されないじゃないか、ということになる懸念もあります。市町村の収集担当職員は机上の想定より苦勞すると思います。また、考え方としてですが、ご遺体の資料については、収集はしておき、公開の可否については別に判断する方法も考えられると思います。

【鹿野委員】

- 市町村の窓口となる担当課は、関連部局を想定しているのでしょうか。

【石川復興推進課総括課長】

- 窓口は今回のガイドラインの P4 1 にあります。

【南委員長】

- 多方面からのご意見ありがとうございます。次回まで、委員の意見を反映させながら、市町村に受け入れられるガイドラインを作成してまいります。本日の議事は終了いたしました。

5 開 会

【菊池復興推進課推進協働担当課長】

- 次回の審議日程は資料にもある通り、12月22日（火）14時から開催いたします。会場は市内大通りにありますリリオです。本日の会議はこれにて閉会いたします。ありがとうございました。